

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月27日

外ヶ浜町長 山﨑 結



記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 山本地区 (山本)
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年2月20日
- 3. 地域の人と農地の現状

山本地区では、地域の中心となる経営体として認定農業者2名と認定農業者で農事組合法人「大平ファーム」及び「上小国ファーム」が位置づけられているが、地域における担い手は十分ではない状況にある。

また、農地について、平成28年度着手の経営体育成基盤整備事業により 区画整理される農地を始め、農地中間管理機構を活用した農地の集積を促 進している。

- 4. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)の状況 2法人、2個人
- 5. 4から見た地域における中心経営体の確保状況 中心経営体はいるが十分ではない
- 6. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者及び農業リタイア・経営転換する人は、原則として 農地中間管理機構に貸し付ける。

## 7. 今後の地域農業のあり方

- ・山本地区の農地利用は、「2. 今後の地域の中心となる経営体」に記載 の組織、個人が中心となって担っていく。
- ・集落ぐるみの共同取組活動等の体制を強化し、農地及び生産活動の維持 を図る。
- ・ほ場整備事業の実施により、作業の効率化を図るとともに、生産経費の 削減や高収益作物の導入等に取り組み、収益の向上を目指す。
- ・中心となる経営体への農地集積を推進し、担い手の育成・確保に取り組む。
- ・他の集落や関係団体等と連携を図り、地産地消の推進など地域資源の活用を通して地域の活性化を図る。